

形ふこと出着さるる諸君の生計に因情一時に見舞として
家務ありしものは金給五日前自身も在 金給同と給集
するに申し借りました次は解雇手続規則は度々通集
せし通下會社と同様の管理を經濟狀態の軟弱な他會
社の例を参照し所謂世間並のものとして認めざる議の正利定
し得るに可なりと到座者更すことか出来ぬ旨を回答せ
ました然し然しは會社も冬暇中も他工場の名簿及數字を
を提出せられたりと申出ありました之は保証証の上回答す
る事ともしました
其の會見に於て他工場の解雇手続規則の德義上其工場
名及數字を發表することか出来ぬ旨を回答して交渉を
打ち切りました
以上次第を代表者との交渉が中止にありましたのは此の遺
憾でありますか會社の規則を永久絶對に更せぬもの
では有之會社の存続と其の諸君の優遇方法を措する

積りありしを以て其の苦衷より引続き關係して居りますから會
社の意思あるを護つて 熟考の上速に復業せられんことを
切望します

大正十二年八月二十四日

株式會社 新隆鉄工所
如斯に之兩者ノ交渉金々不調ニ於ルヤ茲同盟本部ニ於テ愈
ニ徹底的ニ之カ援助ヲナスコトニ決シタルヤニテ五日ニハ芝園
總同盟本部ニテ議經過報告演説會ヲ開催シ大
ニ激勵スル所アリタルヲ以テ亦東田能也兼職エハ念之陣宏ヲ新
ニ職工各自ノ家庭計訪問書信ノ炊出シ等々念慮盡ク
固ニスルヤニ見エタレトモ大抵止カハテ議ノ無意ヲ裁クヲ自覚
シ且又幹部ノ専断ニ據テ止ムモノ勢カラス氣勢カ頓ニ揚ニテ
ルモノアリタリ
此時ニ當リ偶ニ九月一日ノ大震災ニ遭過シ而カテ會社ノ損
又甚大ニシテ容易ニ事業ヲ開始シ得ヘクモ非ラサリニ以テ